

令和3年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和3年3月9日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	参事	森本 陽子
-------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	中嶋 敏純		
(総務課)			
課 長	荒木 秀一	係 長	金子 寛之
(秘書広報課)			
課 長	中村 元則		
(契約管財課)			
課 長	和田 弘	係 長	久原 和彦
係 長	前川 哲郎		
(地域安全課)			
課 長	宮崎 伸之	課長補佐	畑中 隆徳
係 長	山本 洋佑	係 長	入口 健太郎
主 査	池田 知奈美		

建設産業部長 日名子 達也

(土木管理課)			
課 長	山崎 昇	課長補佐	田中 廣幸
係 長	伊藤 央	係 長	松本 雄輔
(都市計画課)			
課 長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
係 長	山本 公司	主 任	久保 竜太

(産業振興課)

課長 川内 佳代子
係長 山口 亮
主任 藤野 亮

課長補佐 永野 英明
係長 島 典明

企画財政部長 森川 寛子

(政策企画課)

課長 荒木 隆
係長 尾田 光洋

課長補佐 木戸 武志

(税務課)

課長 村田 佳美
係長 荒木 啓二

係長 原 雅美

(財政課)

課長 木須 紀彦

係長 入江 彩子

住民福祉部長 栗山 浩二

(住民環境課)

課長 中尾 盛雄
係長 池田 麻夢

課長補佐 長谷 裕志

(福祉課)

課長 山口 聡一朗

係長 江口 美和子

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり
係長 山口 陽子

係長 藤吉 有見
主査 神崎 勇典

健康保険部長 志田 純子

(健康保険課)

課長 小川 貴弘
係長 松田 祐貴

課長補佐 木澤 奈津代

教育次長 山本 昭彦

(教育総務課)

課長 宮司 裕子

課長補佐 峰 修子

(生涯学習課)

課長 北野 靖之

課長補佐 久松 勝

課長補佐 細田 浩子

課長補佐 和田 久美子

係長 日高 拓郎

(農業委員会)

課 長 福本美也子 係 長 森 雅之

(議会事務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長 青田浩二 参 事 森本陽子
係 長 後藤理子

本日の委員会に付した案件

議案第 16号 令和2年度長与町一般会計補正予算 (第9号)

開 会 9時27分

閉 会 15時37分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森川部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）につきまして、今回の編成方針を簡単に説明させていただきます。今回の編成につきましては、まず、決算見込みに伴う減額補正、そして国の補正予算に伴う増額補正となっております。補正額につきましては3億438万円を減額いたしまして、補正後の総額を191億1,700万9,000円とするものです。このうち、今年度の特徴的なものですがコロナ関連経費といたしまして52億5,830万円、予算総額の27.5%を占めております。詳しい内容につきましては各所管の課長より説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

それでは財政課所管分を御説明いたします。議案の9ページをお開きください。第3表債務負担行為補正といたしまして、西彼中央土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証を追加計上しております。期間を令和3年度から7年度までとし、限度額を20億円及び利子としております。従来の限度額は30億円でありましたが、公社保有土地の減少と今後の取得見込みなどを勘案いたしまして減額したところでございます。次に11ページをお願ひいたします。第4表地方債補正といたしまして減収補填債、限度額5,000万円を追加計上しております。これは新型コロナウイルスの影響による景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる見込みの額について、地方債が発行可能となったため追加するものでございます。続きまして、説明書の方の説明に入ります。説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが、8款1項1目1節地方特例交付金は、交付額の確定に伴う増額計上であります。続きまして14、15ページをお願ひいたします。15款1項2目1節利子及び配当金の上の2つ、財政調整基金運用収入と減債基金運用収入、それと下から3段目、土地開発基金運用収入が財政課所管でございます。続きまして16、17ページをお願ひいたします。17款2項1目1節財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に係る財源調整でございます。財源余剰となりましたので繰入額を減額いたしました。次に18款1項1目1節繰越金は、令和元年度からの純繰越金の予算未計上分を計上いたしました。次に19款5項1目1節雑入のうち上から5番目、長崎県市町村振興協会市町村配分金が財政課所管です。

サマージャンボ、ハロウィンジャンボの宝くじの配分金で、額の確定による減額の計上でございます。18、19ページをお願いいたします。20款1項7目1節減収補填債でございます。先程、議案11ページの地方債補正で説明したものでございます。次に21款1項1目1節法人事業税交付金は令和元年度に創設された交付金で、令和2年12月までの収入額を計上しております。続きまして歳出でございます。22、23ページをお願いいたします。2款1項3目財政管理費12節委託料の公会計整備業務委託料は、額の確定による減額補正でございます。24、25ページをお願いいたします。2款1項6目24節積立金の財政調整基金積立金は、先程、歳入で御説明いたしました運用収入の積立金になります。減債基金積立金は、同じく運用収入の積み立てに加え、さらに1億円を増額計上いたしております。これは、今後の大型事業の進展に伴って見込まれる公債費の増加に備えるものでございます。34、35ページをお願いいたします。4款3項1目下水道処理費18節下水道施設事業費負担金は、行政区が長与町で長崎市の下水道処理区域である場合に、その区域の下水道工事に係る経費の一部を長与町が負担するものです。補正額1,254万8,000円の内訳でございますが、財政課所管分が50万円の減額、都市計画課所管分が1,304万8,000円の増額となっております。令和2年度は都市計画課所管の高田南区画整理地内のみの負担となります。50、51ページをお願いいたします。12款1項公債費は、町債の利率見直し及び前年度債の額の確定による元金及び利子の補正でございます。次に13款1項1目24節積立金は、土地開発基金の運用収入及び新図書館建設用地の土地貸付収入を積み立てるものです。最後に教育総務課所管となりますけれども、教育振興基金について御説明をさせていただきます。42、43ページをお願いいたします。こちら、運用収入と合わせまして6,000万円を積み立ててございます。平成27年度に教育関係基金の再編を行って以来、今回で6度目の積み立てでございます。新図書館建設を考慮しての積み立てとなっております。以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

引き続き、政策企画課所管分の主な内容を御説明申し上げます。説明書に沿って御説明いたします。歳入の10、11ページをお開きください。13款2項1目2節地域活性化補助金の地方創生推進交付金100万円の減額は、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業。これは町内企業の事業拡大への補助金に係るものでございますが、実績に伴い減額をするものでございます。次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億3,320万6,000円の増額計上しております。これにつきましては、本日お手元にお配りしております資料を御参照いただきたいと思います。これは臨時交付金の対象事業を一覧でお示しをしたものでございます。本年度の当初予算から今回の補正予算までに計上しております事業について、予算科目ごとに整理をし、掲載をしております。

各事業における事業費は、今回の交付金の実施計画、国へ提出するものですね、におけます本交付金の対象となる総事業費から国県支出金を除いた地方負担分のみを掲載しております。事業費の合計額は最後の4ページに集計をしておりますとおり6億8,943万6,000円でございます。今回の補正予算では、これら全ての事業について実績見込み額を基礎に臨時交付金を充当しております。臨時交付金の額は一番最後の四角囲みですけれども、第1次から第3次までの合計7億616万4,000円が上限額として示されておまして、そのうち6億2,985万5,000円を今年度の事業費に充当、残りの7,630万9,000円は次年度財源として国の方で繰り越しがなされております。説明書の方にお戻りください。12、13ページになります。14款2項1目1節の総務管理費補助金、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金は、先程、国庫支出金で御説明したものに係る県支出金で200万円の減額でございます。次に14、15ページをお開きください。15款1項2目1節の利子及び配当金、下から2行目の国際交流基金運用収入が3,000円の増額計上でございます。

続きまして歳出、24、25ページでございます。2款1項8目企画費18節負担金、補助及び交付金の公共交通緊急対策支援補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公共交通事業者の対策を支援するものでございます。これにつきましては昨年6月に実施をいたしました、さらなる感染拡大及び長期化に伴いまして追加の支援を行うこととし、町内に本社を有するタクシー事業者等に対して保有車両1台当たり3万円を支給するものでございます。24節積立金は国際交流基金積立金4,000円の増額計上で、令和2年度の基金の利息額を歳入で受け入れ、本節から基金へ積み立てるものでございます。次に34、35ページになります。4款4項1目上水道総務費18節負担金、補助及び交付金ですが、水道事業会計補助金としまして、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として実施します水道、下水道の手続きオンライン化に係る経費に国の臨時交付金を充当することとし、当該事業会計へ繰り出すものでございます。

以上が政策企画課分になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

引き続き、税務課所管分の補正予算について御説明いたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開き願います。歳入の1款1項2目法人町民税は1,700万円の減額計上です。減額の理由ですが、法人税割の税率がこれまでの9.7%から6%に変更されたことにより、法人税割の収入見込み額が減少したものでございます。続きまして、3項1目軽自動車税種別割は300万円、3項2目環境性能割は100万円、4項1目町たばこ税は1,400万円の増額計上でございます。増額の理由ですが、3項軽自動車税につきましては当初の調定見込み額に対し実際の調定が上回ったことや、収納率も昨年並みで推移しているため、収納見込み額が増加したものの、4項町たばこ税

につきましては、本数は減少しているものの、税率が1,000本当たり5,692円から約6,122円へ変更されたことにより収納見込み額が増加したものでございます。次に8、9ページをお開き願います。下段の12款2項1目総務手数料5節税務関係証明手数料は35万7,000円を減額計上しております。これはマイナンバーを利用した情報連携により証明書の発行件数が減少したためでございます。次に14、15ページをお開き願います。上段の14款3項1目総務費委託金2節徴収費委託金の個人県民税徴収取扱費委託金は、430万2,000円を増額計上しております。これは委託金の確定に伴う計上ですが、増額の要因は、見込んでいた納税義務者より確定の納税義務者が多かったこと、及び本町が支出した県民税還付金などの受け入れによるものです。

次に歳出について御説明いたします。28、29ページをお願いいたします。上段の2款2項2目賦課徴収費10節需用費は50万円、12節委託料は302万8,000円を減額計上しております。減額の理由ですが、全て執行額の確定に伴う不用額の減額補正です。税務課所管分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。説明があったとおり財政課から質疑を始めたいと思います。まずは、議案書の9ページ債務負担行為と11ページ地方債補正の説明がありました。質疑はありませんか。

じゃあ説明書の方に移っていきたいと思います。まずは歳入の方から見ていきたいと思います。歳入6、7ページ、14、15ページ、歳入全般で質疑はありませんか。

歳入全般で質疑はありませんか。戻っても構いません、そしたら。歳出でも。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳出の25ページ、先程、減債基金積立金1億円追加するという話がありましたけど、どのような事業を想定されてるか。その事業内容、主なものだけで結構ですから教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

主なものと言えば、高田南土地区画整理事業の一括施工に係るもの、あと、規模的にはまだお示しできておりませんが新図書館建設についての想定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

もうページは追っていません、歳入歳出全般で質疑はありませんか。

42ページの教育振興基金も説明がありました。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

予算書の減収補填債について少しお伺いします。なかなか無いケースだと思うんです

よね。実際にこの手続きとして国がまず認めますよね。で、借りたあとの返済もあるわけですけど、その地方交付税措置ですか。それと、これからの流れ。で、どのくらいの期間なのかとかいうこともあるので、その辺りの説明をいただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

交付税措置についてはございます。今回、減収補填債の借入額を算定するに当たりましては、各種税目ごとに交付税措置率というのが異なっております。長与町の方で減収補填債に該当する分として起債を起こそうかなとしているものについて、地方消費税交付金の従来分、市町村たばこ税に係るものの交付税措置が75%。そして、地方消費税交付金の引き上げ分、地方揮発油譲与税に係る減収分につきましては交付税措置が100%という形で考えてございます。あと、償還の計画ですけれども、元金の据え置きを1年、返済期間を10年と考えてございます。1年間は利子だけをお支払いする。残り9年で元金をお支払いするという計画でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少し関連して伺いますけど、今回、減収補填債が、税目が追加されたっていう状況で、交付税措置がされるという意味では、非常に有利に使えると思うんで、ほかの税目で補填債を増額するっていう考えはなかったのか。ここをお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

今回、対象となっている税目、減収補填債を借りれますという対象項目の中で、借りていないものにつきましては、ちょっと複雑なんですけど交付税の精算制度というものが本来ございます。つまり、その交付税の中で基準財政収入額の項目に算定されているものであれば選べるんですね。今年、起債をしますかと。で、起債をしたら翌年度その分は精算して交付税で見ません。簡単に言うと財政措置しませんと。ただ、今回の減収補填債で借りようとしているものについては、そもそもの精算制度に該当しない税目ということで特別に法改正がなされて、これは精算制度ではないので減収補填債という形でしか財政措置しませんということでした。ですので、精算措置ができるものについては借りておりません。今回の減収補填債だけで財政措置がなされるもののみを今回借り

ると。起債を起こすというふうな判断をさせていただきます。以上です。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは、政策企画課に質疑を移したいと思います。説明書の10、11ページ、歳入全般で受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

11ページの13款2項1目2節地域活性化補助金として、地方創生推進交付金で100万円の減額。これは町内の補助金ということで、この100万円減額っていうのは、申請がなかったために100万円減額ということになってるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本事業につきましては、先程御説明申し上げたとおり、町内の企業が事業を拡大するために最大400万円、町の方から支援をするという補助の制度です。当然、事業者の持ち分もそれ以外にございまして、こうした事業計画がないか公募したんですけれども、申請が無かったために減額となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

歳出も含めて質疑を受け付けたいと思います。歳入歳出全般で質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この交付金対象事業について聞いてよろしいですかね。この4ページ目で交付限度額、充当額と繰越額が示されているんですが、この繰越額については既に発注済みと言うか、いろんな事業をやられるんでしょうけど、発注がされても事業が終わってないというようなものなのか。それとも、今からまた事業を探し出して来年度にかけて発注をしていく、そういうものも含まれておるのか。それと、大本のこの交付限度額というのは何を基に決定されているのかというのを教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

交付金の交付基準という御質問ですけど、第1次から3次まで様々な観点から積算がされておりまして、主な観点としては人口割であったり、感染者の数という形でそれぞれの市町村に交付されておりまして。次に、繰り越しの考え方ですけども、この交付金

は原則令和2年度限りの交付金となっております。その中で今年度予算に計上した事業が42項目、資料にあるとおりの事業となっております、この中には事業終了、今年度中に終わらないということで繰り越しをするものもございます。それも含めて今年度に充当する額は6億2,985万5,000円。今年度に充当しなかったものが7,630万9,000円で、これは来年度の新たな事業に充当する財源として考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら、ここに42事業が示されておりますけども、この分の完了してない部分が繰り越しに、この7,600万円あるということですかね。別途また43、44で出てくるということではないんですよね。そういうことで理解してよろしいですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この7,630万9,000円については、令和2年度に実施する42のほかに事業が出てくるということではございませんで、令和3年度に新たな事業の財源に活用してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら、この2番目の庁舎内の感染対策事業ということで庁舎窓口のパーテーション等で6万9,000円、充当額で6万8,000円計上されてるんですけども、こういったものは元々、コロナの騒動が出たときに、例えば舎内全域で一気にやるんだとかっていう、そういう話がなかったのかですね。私ども、この議会の方も金が掛かるとか何とか理由があって、やっと今度作っていただいたんですが、恐らく、これはここの対象にはなっていないんじゃないかなと私の中で思ってるんですが。対象にしようと思えばできたんじゃないかなと思うんですよ。そういうものはほかの所管でもたくさんあるんじゃないかなと思うんですけども、何で対象になるようなものを、恐らく6万9,000円って、庁舎内全部収まってるわけではないと思いますので、何かそういう横の繋がりが無かったのかなっていう気はしておるんですけど。どうでしょうか、そこら辺を。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

庁舎の感染症対策事業はこのナンバー2に限らず幾つか出てくると思いますけれども、交付金の上限額が3段階に分けて示される中で、全庁的に感染症対策に必要なものであったり、あと庁外に対する補助金であったり、様々な観点から調査をかけております。

今、2月25日現在って書いてますが、この交付金の実施計画を最終的に提出した日付なんですけれども、ここまでに間に合ったものについては当然、全ての事業、これに上げるというふうに想定をしておりました。その後のものについては計画変更が叶いませんでしたので、対象として上げていないということでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

概要に庁舎窓口のパーテーションなどと示してあったものですから、庁舎内の窓口のパーテーションについては、全てこの対象事業として取り組みをされたのかなと、そうじゃないんじゃないのかなと思って、お聞きをしてるんですよ。ほかの42事業の中で、1次から3次までということで庁舎内のパーテーション、庁舎内の感染症対策事業ですね、ほかの所でされた所というのはあるんですかね、どこかに。言ってること分かりますかね。当然6万9,000円じゃ終わってないでしょうということをお願いなんです。何でこれ、全部対象にされなかったのかなと疑問を持って質問してるんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

庁舎内の感染予防対策については先程も申し上げたとおり、この交付金がございますので是非これを活用してやってくれということで、各所管に照会をかけて事業計画を立てております。ですから、この交付金は全て充たっているものと考えてます。ただ、3次までの申請期限がございますので、そこに間に合っていないものは一部充たっていないものもあろうかと思えます。今、この42の計画に整理をしておりますけれども、もっと細かく申請段階では71の事業になっておりまして、これをその事業の内容に応じてまとめ上げたものが42になっておりますので、ほかのものに入ってるかもしれませんが、そうした感染対策に関する経費は、ほぼ網羅されていると考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら通常、役場の中歩いて、パーテーションとかしてある分については、もう、ほぼほぼこの交付金対象事業でやってるんだということですね。分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

説明書の12、13ページの14款2項1目の県の補助金のチャレンジ支援事業補助金、これも全額減額だと思うんですけども、申請自体がなかったのか、申請はあった

けれども不採用になったのかということと、もう1点、当初の同じ項目で移住支援事業150万円という予算があったと思うんですが、東京圏からの移住ですかね。これは特に減額されてないのは、何か理由があるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず1点目のチャレンジ支援事業200万円の減額は、先程、町から400万円というものの財源で、この200万円と13款国庫支出金の100万円。これも同じ理由で、公募をかけて申請が無かったので、今年度中の支出が見込めないことから減額しています。一方で、移住支援金については、まだ年度内これから申請される方もあるかもしれませんので減額せず、そのまま既定予算で対応してまいりたいと考えております。ただ、申請は今のところ0件でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

別のところなんですけども歳出で、24、25ページの企画費の公共交通緊急対策支援なんですけど、昨年の6月、1台当たり1万円という形で補助がされたのが3万円になったと思うんですが、3万円になった理由というか、違いは何かあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この公共交通の対策については対象は変えておりませんで、町内に存在するタクシー事業者、あるいは福祉タクシー、これが保有する車両ということにしております。6月に実施したときは、昨年4月の緊急事態宣言以降、若干感染者数が出ておりまして、一定6月ぐらいで収束が見えつつあったと。その3か月間に必要だった、消毒であったり、マスクであったり、パーテーションであったりという経費に関して1万円としておりました。その後、感染が再拡大しまして長期化をしているということで、残りの7月から3月までの期間についても追加して支援をするということで、当初の3か月間の1万円、今回は残りの9か月間での3万円という形での計上としております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この使途ですね、例えば国からの個人への特別定額給付金10万円とか、事業継続支援金っていうのは、ある意味受け取った方が使い方は特に限られないというか、事業継続支援はもちろん事業の継続のためにですけども、どういう部分に使うかはそれぞれの事業者が使うと思うんですが、この項目はコロナ予防対策の仕切りだったり、消毒だ

ったりっていうことで支給しているということなんですか。もしそれでしたら、実際にそういう対策に使われたかどうかというのは何らか確認がされるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生拡大、長期化ということで、先程申し上げた消毒液だったり、マスクであったり、パーテーションであったり、必要な対策に事業者も迫られていたと思います。町としましては、住民の皆様の足を安全に確保するという観点から、そうした経費に充てるものとして支援を行っております。ただ、スピード感と言いますか、こういった経費に幾ら使ったというものについて実績は報告いただいておりますが、申請段階でそうした経費として支援をするという趣旨ですね、そういった説明をして活用いただいているというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この交付金対象事業の29番にキャッシュレス事業がありますけれども、これはPayPayのキャッシュレス、30%還元する事業のことでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

29番のキャッシュレスはそのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この事業が臨時会で上がったとき、予算が8,000万円だったと思うんですが、この違いと言うか、1億3,500万円になってるのは、どう理解すればよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この一覧表に上げております事業費につきましては、国にどういった計画であるか、予算の計上に関わらず、こうした計画で進めていきたいというものを提出することになっておりました。その計画における事業費というふうに御理解いただければと思います。それと2月25日現在ですので、経費を下回ってしまうと臨時交付金の対象になりませんので、そうした観点からこの事業費という形で計上をさせていただいてるものとなっております。予算についてはその後の動き、補正なのかどうなのかというのは私どももまだ把握していません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは税務課所管についても質疑を進めていきたいと思ひます。税務課所管も歳入歳出全般について質疑を受け付けたいと思ひます。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

たばこ税、先程本数は減ってるってお話だったんですけど、たばこの本数って年々減っているものなんでしょうか。もし推移などがあれば教えていただきたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

平成30年が4,373万7,228本。次に、令和元年が4,201万7,353本。令和2年度は3,800万本ぐらいの予測をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

では企画財政部全般で聞く質疑はありませんか。

質疑を終了していいですか。

企画財政部所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時22分～10時33分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き、議案第16号の件を議題といたします。ただいまより総務部所管についての質疑を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは総務課の所管につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入の部でございますけども、一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の16、17ページをお願いいたします。19款雑入5項1目1節雑入の上から8行目の退職手当負担金調整金1億5,882万2,000円でございます。退職手当負担金につきましては長崎縣市町村総合事務組合に委任をしております、毎年、負担金の納入を行っているところでございますが、令和2年4月に、同じ加入団体である長崎市が本組合を脱退することに伴い、脱退清算金を当該組合に納入することとなりましたので、その清算金について今回一時金として受け入れるものでございます。この一時金を受け入れるに至った理由につきまして、背景を含めて御説明を申し上げます。退職負担金制度につきましては、平成16年度から新しい制度へ移行がされております。その時点にお

きまして、過去に納付した負担金について、受け取った退職金よりも少ない負担金しか払っていない団体、受け取った退職金よりも多く負担金を払っている団体が存在しておりました。この問題につきまして組合及び加入団体において協議がなされ、過不足の清算につきまして、計画に基づく清算を行うことが決定されており、平成21年度よりその調整が現在までなされてきているところでございます。本町は平成16年当時で、受け取った退職手当に対して負担金を多く払っている過払い団体でございましたので、清算の終期を令和20年度として計画的に調整が今現在なされてきております。一方で、長崎市は受け取った退職手当金に対して負担金を少なく払っているいわゆる過少団体と呼びますが、当該組合を脱退する意向があったことから、令和元年度に変更された現在の精算の枠組に唯一含まれておりませんでした。そういった中、令和2年4月に当該組合を脱退いたしましたので、長崎市が将来にかけて支払う予定でありました旧制度時の不足額について、脱退する際に組合規約に基づき、清算一時金として約10億円を支払う必要が今回生じたところでございます。今回は、長崎市が納入する一時金につきまして、旧制度時におきまして過払い団体だった団体に按分を行いまして受け入れるものでございます。なお、本町の過払い分の清算につきましては、長崎市の一時金を受け入れたことによりまして過払い分の残額が約3億1,000万円残っておるところでございます。なお、清算の終期についても令和20年度という計画でございましたが、令和13年度までに短縮される予定となっております。続きまして22、23ページをお願いいたします。2款1項1目3節職員手当等でございますが、これは期末手当0.05月引き下げによるものでございます。職員の期末手当29万2,000円の減額、特別職の期末手当9万6,000円の減額でございます。続いて52、53ページをお願いいたします。補正予算給与費明細書特別職分となります。これも期末手当の引き下げによるものでございます。長等13万6,000円の減額、議員26万8,000円の減額、合計で40万4,000円の減額でございます。次に54、55ページをお願いいたします。こちらは一般職の総括分でございます。上の表を御覧ください。比較欄の職員数のところで12名の減、給与費、共済費の合計では4,613万円の減を見込んでおります。下の表には職員手当の内訳を記載しております。次に56、57ページでございます。こちらは会計年度任用職員以外の職員の内訳となります。職員数に増減はありません。給与費のうち職員手当を674万8,000円の減額。主な減額の理由は、特別定額給付金事務に係る時間外手当320万9,000円の減、それから人事院勧告に基づく期末手当の引き下げ344万9,000円の減でございます。下の表には職員手当の内訳を記載しております。次に58、59ページをお願いいたします。こちらは会計年度任用職員の内訳となります。上の表をお願いいたします。職員数は12名の減、報酬は3,108万6,000円の減額。給与費のうち職員手当は367万2,000円の減額です。報酬の減額の主な理由として、公民館長などの10名分の報酬2,287万円の減額、定額給付金事務に係る報酬312万4,000円の減でございます。また職員手

当の減額の主な理由は、公民館長等10名分367万2,000円の減額でございます。下の表には職員手当の内訳を記載しております。続いて60、61ページは報酬及び職員手当の増減額の明細でございます。増減の理由は、先程任用職ごとに説明をしたとおりです。次に62、63ページは職員手当の状況でございます。併せて御参照願います。以上が総務課所管分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして契約管財課、和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆さんおはようございます。契約管財課所管分について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入は補助金が確定したもの、歳出は不用額の減額補正でございます。

それでは、一般会計予算に関する説明書の10、11ページをお開きください。歳入でございます。13款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、1行目の社会保障・税番号システム改修費補助金です。これについては、補助額の確定をもって326万7,000円の増額補正をしております。令和3年度に次期中間サーバーシステムへの移行が予定されており、J-LIS地方公共団体情報システム機構で一括して開発している作業のうち、令和2年度の経費でございます。

続きまして、歳出でございます。説明書の22、23ページをお開きください。2款1項5目財産管理費12節委託料でございます。公共用地雑草刈払い委託料、空調設備保守委託料、合わせて159万4,000円の減額でございます。次に13節使用料及び賃借料でございます。複写機借上料、庁舎電話設備賃借料合わせて100万円の減額でございます。次に18節負担金、補助金及び交付金でございます。長与町公共施設等管理公社補助金498万3,000円の減額でございます。続きまして、24、25ページをお開きください。2款1項9目電子計算費12節委託料、電算システム運用開発委託料1,100万円の減額でございます。これにつきましては、令和3年税制改正対応について当初想定した改修費が発生せず、データ標準レイアウト改版、デジタル手続き等の対応について、想定より改修費が少なかったため減額しております。次に13節使用料及び賃借料、電子計算機及び周辺機器等リース料170万円の減額でございます。続きまして前に戻りますが、予算書になります。予算書の7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。2款1項、事業名が住民基本台帳ネットワークシステム改修事業22万円でございます。これにつきましては、法務省から国庫補助を受けて、戸籍と住民基本台帳ネットワークシステムを連動させて、戸籍の附票を情報連携できるような改修を行っておりますが、この22万円は住民基本台帳ネットワークシステムの改修費でございます。戸籍のシステム改修が完了後に住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行う予定ですが、戸籍の改修が今年度中に完了しない見込みであるため、住民基本台帳ネットワークシステムの改修分を次年度へ繰り越しをお願いするものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして地域安全課宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

それでは、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）の地域安全課所管分につきまして、御説明をいたします。

まず歳入予算でございますけども、37万2,000円の増額、歳出予算で1,494万5,000円の減額となっております。長与町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の8、9ページをお開き願います。12款1項1目総務手数料でございますが、ふれあいセンター、長与南交流センター使用料の新型コロナウイルス感染症対策によります施設の閉鎖等によって減額補正を計上させていただいております。次に12、13ページをお開き願います。14款2項5目商工費県補助金の長崎県消費者行政推進補助金におきましても、新型コロナウイルス感染症対策によりまして研修会等が中止となりましたので、減額補正をお願いしております。次に14、15ページをお開き願います。15款1項2目利子及び配当金は、ふるさとづくり基金運用収入の確定によるものでございます。次に16、17ページをお開き願います。17款2項4目防災基金繰入金は、自主防災組織設立がなかったものに伴います減額でございます。次に19款5項1目雑入の下から2番目の、全国町村会災害対策費用保険金でございます。これにつきましては、昨年度7月の大雨、9月の台風10号接近に伴います保険金の増額分でございます。

続きまして歳出でございます。24、25ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止としまして、交通安全対策、交通指導員等における会議、事業の中止等によります減額、10節につきましては防犯灯の電気使用料の減額補正でございます。次に10目地域振興費でございますが、こちらにつきましても自治会長会研修等、感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。そちらに伴います減額、24節積立金につきましてはふるさとづくり基金積立金の確定による補正でございます。次に11目長与町ふれあいセンター管理費でございます。今年度、館長職に再任用職員の人事配置が行われたことにより、会計年度任用職員を配置する必要がなくなったための減額補正でございます。次に26、27ページをお開き願います。12目長与南交流センター管理費でございます。こちらにつきましても館長職におきまして、再任用職員の人事配置が行われたことにより会計年度任用職員を配置する必要がなくなったことによる減額補正でございます。次に38、39ページをお開き願います。7款1項1目商工振興費の旅費でございますが、こちらに関しましても新型コロナウイルス感染症に関しまして、国民生活センターの研修が中止となり減額補正をお願いしております。次に42、43ページをお開き願います。9款1項1目非常備消防費の負担金、補助及び交付金でございます。広域消防事業負担金としまして393万円の増額補正でございます。こちらにつきましては前年度負担金の過不足調整で、給与改定、燃料費の高騰によるものでございます。次に2目消防施設費、備品購入

費でございます。消防ホース整備事業、消防用資機材、ガイドスノズル整備事業の減額補正でございます。次に4目防災対策費10節需用費及び17節備品購入費につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対策関係の減額補正でございます。12節委託料は、自主防災組織消火器設置委託料の減額補正を計上させていただいております。

以上が地域安全課分となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、秘書広報課中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

それでは秘書広報課所管分の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の22、23ページをお願いします。歳出2款1項1目一般管理費8節旅費、普通旅費になります。130万円を減額しております。同じく12節委託料、秘書業務委託料になります。80万円を減額しております。どちらも新型コロナウイルス感染症の影響による減額となります。続きまして、2目文書広報費10節需用費、印刷製本費になります。100万円を減額しております。こちらは広報ながよの印刷製本に係る不用見込み額を減額しております。

以上で秘書広報課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、ただいまより質疑を行います。

まずは総務課からの質疑を行いたいと思います。歳出については特にありませんでしたけども、52から63ページの説明がされております。全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

それでは契約管財課についても質疑を進めたいと思います。ここも、議案、予算書、説明書、全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

23ページの長与町公共施設等管理公社補助金の減額の理由、お伺いしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

こちらにつきましては、決算によりまして繰越額が決定しておりまして、その分の補正でございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主なものは何があったんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

管理公社の福利費とか事務費、事務員の職員手当とか、そちらになっております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

人件費が主なんですかね。その主なものだけ言っていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

管理公社職員全体の福利費が主なものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは地域安全課についても質疑を行いたいと思います。これも歳入歳出全般にわたって質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

歳入で17ページ、雑入の全国町村会災害対策費用保険金。歳入ですので、そして地域が提案してきてるということで、館関係なのかなと思いますが、まず、この制度の中身の概略を説明していただくのと、いわゆるこの該当箇所、どういった状態だったのかとか、全体費用がどうだったのかとか、そういったことまで分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

全国町村会災害対策費用保険制度の概要ですけども、自治体が避難情報を出したときの避難所の設置に係る人件費等々の保険金になります。1回の上限が100万円になりまして、課長が答弁したとおり7月豪雨の際に100万円、台風10号のときに100万円という内訳になっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今度、地域の歳出で、42、43ページの消防関係でお伺いしたいと思いますが、今回、防災対策費のところでは減額が行われているんですが、消耗品とか一般備品購入費とか、大きな額で減額がされています。当然、予算を取る段階では必要だと思って取ったんだと思うんですけども、もう少し詳しく内容を教えていただいてもいいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

備品関係と消耗品関係ですけども、入札の段階で同等品を精査して、広く仕様のとおりに耐え得るものということで同等品を加味したところ、入札の段階で最小の経費で最大の効果が生まれるように、入札の結果で今回の執行残が出たという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

全く同じ今のところなんですけれども、先程、課長の説明ではコロナの影響でっていうふうなことをおっしゃったかなと思ったんですが、今のだと入札でということで、もう少し説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、係長の方から説明があったように、今回の新型コロナウイルス感染症対策としまして補正等で要求をさせていただいた分がございます。これが交付金対象ということになりますものですから、私の方はコロナのお話をさせていただきました。通常であれば、予算がこれだけ減額になる入札結果でございましたので、財政部局とも相談して購入等をお願いしたいところではございましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策交付金の関係につきましては、数量的なものも申請をさせていただいたという経緯がございまして、変更による交付金対象というものが難しい部分がありましたものですから、お願いした予算につきまして、入札執行残をこういう形で計上させていただいた経緯がございまして、

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは秘書広報課についても質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。
金子委員。

○委員（金子恵委員）

23ページ、印刷製本費100万円の減ということで、広報ながよの不用見込みっていう意味がちょっと分からないんですよね。冊数が減ったのか、入札減なのかその辺りをちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

1ページ当たりの単価で契約するんですけども、当初見込みが1.2円で予定していたんですが、実際契約単価が0.98円ということで単価が下がりまして、そちらの影響が一番大きなものと思われまして、

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じところなんですけども、秘書業務委託料80万円。これもちよっと理由をお伺いしたいんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

秘書広報課におきましては、秘書業務と公用車運転点検業務を委託しておりまして、そのうち公用車運転点検業務の方が旅費の減額と同じく、出張等がかなり少なくなりまして、公用車の運転業務が減ったということで減額しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。総務部全般でも質疑はありませんか。

では、これで総務部についての質疑は終了いたしたいと思います。お疲れさまでした。場内の時計で11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時05分～11時16分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより住民福祉部所管についての質疑を行いたいと思います。

栗山部長からの説明を求めます。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。それでは令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）住民福祉部所管について御説明をいたします。今回の補正では、住民環境課、福祉課及び子ども政策課についてお願いをいたしております。例年の3月補正では、各事業の実績見込み等による減額及び増額補正が主でございましたが、今回の補正においては、感染症対策の各種事業の実施や感染症の影響による手数料、使用料、負担金、委託金など、歳入歳出予算の増額、減額を合わせて計上をさせていただいております。詳しくは、担当課長より説明を申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、住民環境課からの説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆さんおはようございます。それでは令和2年度の補正予算、住民環境課所管分について御説明をいたします。説明書の歳入の部、6、7ページをお開きください。下から2番目の11款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金は長与・時津環境施設組合の派遣職員の給与負担金の変更によるものでございます。8、9ページを御覧ください。1

2款2項2目衛生手数料1節清掃手数料は、し尿汲み取りにおいて大口利用者、業者になりますけど、下水道への切り替えを行ったことによる減額でございます。10、11ページをお願いします。13款2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金と12、13ページ、14款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、ともに29万6,000円ですが、こちらは合併浄化槽設置の補助金になりますけど、今年度、利用者がなかったため国費と県費を減額するものであります。次に14、15ページになります。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳委託金、こちらはパスポート事務処理件数がコロナ禍によりまして減少しております。これの権限移譲交付金の減額でございます。3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金、こちら存目計上いたしておりました権限移譲交付金の額が確定しました分でございます。次に16、17ページになります。19款5項1目雑入でございます。3行目、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金、こちらは令和元年度の決算確定に伴う精算金でございます。

続きまして歳出でございます。32、33ページになります。4款1項5目環境衛生費12節委託料、こちらは大村湾や長与川の水質調査、入札減によるものになります。18節負担金補助及び交付金は、歳入でも申しあげました合併浄化槽の補助金の申請がありませんでしたので減額するものでございます。34、35ページの2項1目清掃総務費12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、ともに町民一斉清掃が中止になっております影響による減額でございます。2目ごみ処理費18節負担金、補助及び交付金は長与時津環境施設組合の負担金の減額によるものでございます。3目し尿処理費は、歳入減に伴う財源の組み替えでございます。予算書の方に戻ります。7ページの繰越明許費補正になります。一番上の2款総務費の2段目、戸籍総合システム改修事業で、マイナンバーと戸籍システムの連携に伴う改修費用の事業繰り越し分でございます。

以上が住民環境課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、山口課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

続きまして、令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）の福祉課所管分について御説明させていただきます。今回の補正につきましては、特別定額給付金事業の完了に伴う減額、その他新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業の中止や縮小をしたことに伴う減額が主なものでございます。

まず、歳入でございます。説明書の8、9ページをお開き願います。12款1項2目1節社会福祉使用料の老人福祉センター「丸田荘」使用料は、緊急事態宣言等により休館をしたことに伴う減額でございます。続きまして10、11ページをお開き願います。13款2項1目1節総務管理費補助金の特別定額給付金給付事業費補助金及び特別定額給付金事務費補助金が福祉課所管分で、いずれも事業完了に伴う減額でございます。その下、2目1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業補助金は、聴覚障害者の意思疎

通支援体制を強化する目的で実施をするもので、遠隔手話を行うためのタブレットの購入を行うものとなっており、全額国庫補助でございます。14、15ページをお開き願います。14款3項2目1節社会福祉費委託金の市町村権限移譲交付金（障害）28万8,000円でございますが、これは障害者手帳交付事務等の実績によるものでございます。15款1項2目1節利子及び配当金につきましては、上から4番目の地域福祉ボランティア基金運用収入9,000円が福祉課所管で、基金の利息受け入れ分でございます。16、17ページをお開き願います。19款5項1目1節雑入の一番上、後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち、ちょっとここ分りにくいんですけども、マイナス58万9,000円が福祉課所管で、実績見込みによる減額でございます。

続きまして歳出でございます。26、27ページをお開き願います。2款1項13目特別定額給付金事業は、3節職員手当等を除いて全て福祉課所管でございます。これは事業完了により実績額が確定したことに伴う減額でございます。30、31ページをお開き願います。3款1項1目12節委託料の地域福祉等推進特別支援事業委託料は55万円の減額となっており、実績見込みによるものでございます。その下、18節負担金、補助及び交付金の長与町民生委員児童委員協議会運営補助金と長与町社会福祉協議会運営補助金が福祉課所管でございます。長与町民生委員児童委員協議会運営補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により委員の研修活動が大幅に制限されたことに伴う減額でございます。次の長与町社会福祉協議会運営補助金20万円につきましては、社協バスの運行実績に係る補助金でございます。その下、24節積立金の地域福祉ボランティア基金積立金802万5,000円は、ふるさと長与応援寄附金などからの基金積み立て分でございます。その下、2目17節備品購入費は遠隔手話を行うためのタブレット購入費でございます。2つ下の4目22節償還金、利子及び割引料の過年度老人保健事業推進費等補助金（原爆分）国庫返還金につきましては、令和元年度の事業確定に伴う返還金でございます。32、33ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は全て福祉課所管で、いずれも実績見込みによる減額をするものでございます。

以上が今回補正をお願いするものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。今回の補正は実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

それでは説明書の10、11ページをお開きください。13款1項1目3節児童手当負担金は、児童手当歳出減額に伴う国費の減額でございます。13款2項2目2節児童福祉補助金も見守り強化事業歳出減額に伴う国費の減額でございます。12、13ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、3行目の障害児通所給付費等負担金も給付費減額に伴う県費の減額でございます。14款1項1目3節児

童手当負担金は、国費同様、県費の減額でございます。14款2項2目2節児童福祉費補助金は、本町で実施をしております乳児のための臨時特別給付金に対しまして、県が2分の1負担することとなったために新規に計上をしております。歳入は以上です。

次に、歳出の30、31ページをお開きください。3款1項1目18節負担金、補助及び交付金のうち、3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金がこども政策課です。補助実績見込み額に合わせて減額をしております。2目19節扶助費、障害児通所給付費がこども政策課です。これも給付見込み額に合わせて減額をしております。3款2項1目は全てこども政策課です。18節の負担金、補助及び交付金と19節扶助費につきましても、見込み額に合わせて減額をしております。22節償還金、利子及び割引料は実績に伴いまして令和元年度の補助金の返還額を計上してはいたしましたが、国より3年度に精算する旨の通知がきましたので、今回減額をさせていただきます。32、33ページをお開きください。4款1項2目の財源組み替えですが、乳幼児インフルエンザ接種委託料並びに扶助費につきまして、1,400万円を一般財源から新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に組み替えをしております。3目12節健康診査委託料は実績見込みに合わせて減額をしております。

最後に繰越明許費補正がございますので、7ページを御覧ください。3款2項児童福祉費の長与町乳児のための特別定額給付金支給事業を200万2,000円、子どもの数で20人分を繰り越しさせていただく予定としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まずは住民環境課所管について質疑を行いたいと思います。これも歳入歳出全般にわたって質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

8、9ページの12款2項2目し尿収集手数料が減額になって、理由が大口利用者が下水に切り替えたということだったんですが、そこに関連する歳出の方を見ますと、歳出の中では、本来であれば手数料よりも実際この委託料の方が何倍も額が大きいわけですので、手数料がこれだけ下がれば委託料がドンと減るのかなというふうに、ちょっとそういう感じがするんですね。見てみますと、財源の組み替えだけで歳出の方は減額の補正はされてないんですが、どうなんですかね、減らないんですかね、委託料の方は。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

委員おっしゃられますとおり、この大口利用者というのが企業で、月2回から3回汲み取りに行っておりました。ただ、全体の数で言うと回数的には1%も満たないぐらいの回数になります。ただし、量的に1回で汲む量が多い所が抜けたもので、こういった

形になっております。委託料につきましては、年間の契約という形になっておりますし、日数的な契約で考えると大きく減らすことはちょっと難しいのかなと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

戸籍のシステム改修事業もですかね。繰り越しの理由を教えてくださいたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基本的には、この事業が、国が主となって改良しているシステムになります。この分につきまして、コロナウイルスの影響で国の方の事業自体が遅れているという状態で、補助金申請をして市町の方でやっていく事業になりますので、そこが一番影響していると考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、浦川委員からも質問あったんですけども、し尿収集手数料が減るとこういうことになるんですけども。下水道に実際に接続されたというのは何件あるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

件数的には詳細な数字を持っておりませんが、1桁だったと思います。

○委員長（河野龍二委員）

それでは福祉課についても質疑を行っていきたいと思います。これも歳入歳出全般にわたって質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

27ページの特別定額給付金。これは1人10万円としますと131名減るっていうことになるんですけども、この方たちは実際に申請がもう無かったっていうか、最初から辞退しますっていうか、そういう方もおられたんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

特別定額給付金につきましては、最終的に職員が訪問をして給付申請の催促を行いました。最終的に辞退をされた方が15名いらっしゃいます。その方たちの分につきましては未申請という形になっておりますし、もしくは申請をして辞退しますというふうに

同意をされた方もいらっしゃいます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ特別定額給付金のところなのですが、2款1項13目12節委託料の4行目の申請支援業務委託料500万円というのは、予算請求時の額500万円、多分丸々だと思わうのですが、これが必要なかった理由と、そもそもどういう想定で予算計上したのかというのをちょっと伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

給付金の事務等に係る分につきまして一部委託を考えておりましたけれども、職員の方で行いましたので必要なため委託をしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

それでは、こども政策課についても質疑を行いたいと思います。予算書、説明書の歳入歳出全般にわたって質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同じく繰越明許の児童福祉費、この繰り越しの理由をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

3月中にお生まれになられた赤ちゃんの出生届が、4月になって届け出が発生するというごさいまして、20人分を翌年度繰り越しさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳出の31ページ、18節の乳児のための臨時特別給付金、マイナス490万円になっているわけですが、これは当初予定しとったものに対して49名の減があったということで理解しているんですけども、当初予定しとった人数ですね。確か4月23日から来年の4月1日までに出生した方に対してなっと思うんですけども、対象者はですね。そうすると、最初予定しとった人数に対して幾らだったのかですね。何人、まあ49名引けばいいんですけども、実績がどういうふうになったのかですね。それと、これ歳入がちょっと私もさっき分からなかったんですけども、県と町が2分の1ずつ負担するというふうにお聞きしたんですけども、そのうち半分が臨時交付金対象事業と

して先程財政課ですかね、もらった資料では事業費として1,761万2,000円、充当額が1,500万円と、こういうふうに記載されてるんですよ。この関係もあるんで、人数がどういうことになってるか、そこが分かれば、これも1人10万円ですからすぐ計算できるわけですけども、その辺りちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

対象が4月28日生まれから4月1日までとなっております、当初400人を想定しておりました。ただ、今、見込みとして351名を想定しまして490万円を減額。そして県の歳入の分は351人分の10万円掛ける2分の1ということで1,755万円を見込ませていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こども政策課で同じ31ページ、上の3款1項1目18節負担金の3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金なんですが、これは昨年9月の4号補正で2,399万5,000円で計上されている事業だと思うんですが、約半分弱ですが、1,000万円減額となっています。これ当初の説明では、民間事業者の手を借りて、食料や物資の支援、学習支援、居場所づくりなどを考えているということだったと思うんですが、実際にこれまでどういうことが実施できて、逆に計画に対して実行できなかったものとか何かあるのか、実際にこれだけ減額になった要因は何かありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

補正で上程させていただきましたときには、民間事業者4団体で計上させていただいておりました。長与町内に、いわゆる見守りが必要と想定をしている世帯が約80世帯で、各民間事業者の方に何世帯ずつ対応が可能かというところで積算をさせていただいて、これぐらい必要だというところで予算の計上をさせていただいておりました。実際に活動がスタートしたときに、対象としている80世帯全てになかなか繋がるということができてなかったというのが現状の一つはございます。一つは、民間事業者自体が人員の確保ができてなかったりとか、マンパワーの部分もございます。対象世帯が80世帯ぐらいであろうと想定をしておりましたが、繋がることができた世帯が43世帯、今繋がっております。食料支援をしているのが43世帯。あと物資支援をしているのが15世帯。あと体験学習をしているのが9世帯。延べで74世帯に支援が今行き届いているような状況となっております。これが全てが貧困世帯ということではございませんで、要支援児童というのが虐待のリスクの高い世帯ということで、実際全く経済的な余裕のある

ところもあったというところで、私たちとしては子どもの見守りをするために何とか家庭に介入をしたい思いはあったんですけども、その家庭に困り感が無いとなかなかその支援に繋がらないというところもございまして、今のところ約半分の43世帯に繋がったという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。もう1点だけ、これが予算計上時に伺ったところでは、コロナ対策ということもあって今年度限りというようなお話だったと思うんですが、令和3年度の予算にも1,888万8,000円計上されてると思うんですが、これは、いわゆる3次補正とかで来年度もできるようになったということなのか、来年の予算になっちゃうんですけど、御説明いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

令和2年度分はコロナ対策っていうところで予算計上があってたんですけども、3年度は通年事業の方に補助が乗かってまいりまして、3年度はそちらの方で予算要求をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じところでちょっと質問なんですけれども、4団体に補助をしているということで、当然4団体名は明らかにできると思いますので、一旦まず4団体名をお聞きしてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町社会福祉協議会と福祉法人のぞみ会、ながよ光彩会「み館」、それと一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき、この4団体になります。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

見守り活動の実績が伴わなくて補助金が減額されると思うんですが、まだ年度が終わってないですよ。今の段階で補助金を減額してきている。そして、当然国の方の補助金も、歳入の方も同額減額してますよね。ちょっとここがよく分からないんですけど。事業年度が終了してないのに、今の段階で国の方も全部精算を行っているという状況、

これを説明いただけますか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

実際に補助金申請をしてきたのが団体によってバラバラだったんですけども、体制が整った所から、事業に着手した所から申請をしていただいております。補正で計上したときよりも実際補助申請自体が少ない所が発生をしまして、補助申請自体での減額をさせていただいております。今から当然3月末で精算をいたしますので、さらに減額という形で、決算額はもうちょっと下がってくるのかなということで見込んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

住民福祉部全般でも質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで住民福祉部所管についての質疑を終了いたします。

場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時51分～13時11分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、議案第16号を議題といたします。

これより建設産業部所管の質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

産業振興課から、川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆さんこんにちは。それでは令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）、産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。

最初に、予算書7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。6款農林水産業費1項農業費、農村地域防災減災事業228万円でございます。これにつきましては、町内7か所あります長与町防災重点溜池のうち、平木場郷にあります七葉迫、山田溜池の劣化状況評価業務と、現在県において事業を進めております藤の棟溜池事業につきまして、国の令和2年度補正予算が可決したことに伴い、前倒しにて予算の内示がっております。これらを完成するには不測の日数が要しますので、完了が翌年度になることに伴いまして繰越明許費となっております。次に8ページでございます。11款1項農林水産施設災害復旧事業1,889万7,000円でございます。これにつきましては、令和2年7月6日から7日にかけての豪雨に伴う農地3件及び農業用施設、農道1件の災害復旧事業でございます。昨年10月から12月にかけて国の査定を受験し、実施設計、入札、契約と進めてまいりましたが、標準工期等を考慮いたしまして工事完了が翌年度になることから、今回、繰越明許費とさせていただいております。

それでは補正予算に関する説明書により説明をいたします。歳入からまいります。6、7ページをお開きください。一番下の段になります。11款分担金及び負担金2項1目

1 節農地災害復旧費地元分担金 2 万 8,000 円でございます。こちらは、令和元年 8 月豪雨に伴う農地の法面の災害復旧事業における受益者分担金でございます。昨年度末事業完了時に、実績報告、変更申請を国へ行い、変更分の補助につきまして過年度分として令和 2 年度で追加補助となりました。このことによりまして事業費が確定いたしましたので、分担金につきまして今年度計上するものになっております。最終の事業費が 110 万円で、補助率が 97.4%、補助額が 107 万 1,400 円になりますので、差し引きまして受益者負担金が 2 万 8,600 円となっております。12、13 ページをお開きください。中ほどになります。14 款県支出金 1 項 3 目 1 節農業費負担金、中山間地域等直接支払交付金につきまして 101 万 1,000 円の減額補正でございます。交付金額決定に伴う減額の補正になっております。次に 14 款県支出金 2 項 4 目 1 節農業費補助金、1 行目のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金でございます。当初予算に計上しておりました 511 万 6,000 円より内示額を差し引きまして 214 万 5,000 円減額補正となっております。次の行、農村地域防災減災事業補助金 40 万円につきましては、先程、繰越明許費で御説明を差し上げました長与町防災重点溜池であります七葉迫溜池、山田溜池の劣化状況評価業務に係る県からの補助金となっております。次に一番下の行になります。同じく 14 款 2 項県補助金 9 目 1 節農林水産施設災害復旧費補助金 9,260 万 9,000 円の減額補正でございます。1 行目の農地災害復旧補助金につきましては、令和 2 年 7 月の梅雨前線に伴う豪雨災害復旧費補助金といたしまして、補正第 4 号にて 1 億 3,800 万円計上しておりましたが、実施主体の変更や国の補助申請等によりまして、9,266 万円の減額にて今回計上をさせていただいております。主な減額理由といたしましては、岡郷大迫地区の大規模災害について県営の事業で行うこととなったためでございます。それから 2 行目農地災害復旧費補助金（過年分）につきましては、11 款分担金及び補助金にて御説明いたしました令和元年 8 月の豪雨に伴いまして、補助金の事業費が確定いたしました追加の交付でございます。続きまして 14、15 ページをお開きください。14 款県支出金 3 項委託金 3 目衛生費委託金 1 節保健衛生費委託金の 3 行目、市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）の 4 万 9,000 円と 4 目農林水産業費委託金 1 節の 2 万 1,000 円、あと 5 目商工費委託金 1 節の 1 万 6,000 円、合計 8 万 6,000 円が産業振興課所管分の市町村権限移譲等交付金の確定に伴う補正となっております。続きまして 16、17 ページをお開きください。19 款 5 項 1 目 1 節雑入の上から 4 行目、長崎縣市町村振興協会地域活性化支援事業助成金 243 万 7,000 円の減額補正でございます。町の PR 事業及び長与川まつり開催に対する助成金として計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によりましてシーサイドマルシェ、あと川まつりの開催ができませんでしたので、助成金が減額になったものに伴うものでございます。次に 18、19 ページをお開きください。20 款 1 項 6 目 1 節農林水産業施設災害復旧事業債は、災害復旧事業に伴う町負担分につきまして借入れを予定しておりましたが、今回、激甚災害に指定されたことによりま

して国庫補助率が上がったことから、起債借入れを行わないようになったため、当初の1,400万円の予算を減額させていただいております。

次に歳出でございます。22、23ページをお開きください。中ほどでございます。2款総務費1項1目18節負担金、補助及び交付金につきましては、長与シーサイドマルシェが令和2年度中に開催されないことが決定いたしましたので、補助金額100万円につきまして減額をするものでございます。28、29ページをお開きください。2款2項1目税務総務費1節と8節、合計で41万6,000円の減額でございます。こちらは、ふるさと納税に伴う事務作業につきまして会計年度任用職員の方を雇用する予定でしたが、委託業者との業務の連携、あとは常時雇用しております会計年度任用職員での事務のカバーができましたことにより、雇用の必要がなかったことによるものでございます。続きまして36、37ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費でございます。1節報酬及び4節共済費合計85万7,000円の減額補正につきましては、会計年度任用職員の勤務実績に応じた減額になっております。また、3節職員手当等の期末手当14万4,000円の減額補正につきましては、人事院勧告に伴うものでございます。次に3目農業振興費12節委託料、農村地域防災減災事業設計業務委託60万円は、繰越明許費で申しあげました長与町防災重点溜池である七葉迫、山田溜池の劣化状況評価業務の委託料でございます。1か所当たり30万円を予定しております。次に18節負担金、補助及び交付金181万7,000円の減額予算につきましては、歳入で説明を差しあげましたながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金及び中山間地域等直接支払交付金の合計で349万7,000円の減額補正と繰越明許費にて御説明を差しあげておりまして、農村地域防災減災事業のうち藤の棟溜池整備事業につきましては、町負担金分21%168万円を計上させていただいております。棟の棟溜池の整備事業につきましては、令和4年度までの県営事業となっております。国の補正予算において前倒しにて増額となった事業費が800万円でございます。38、39ページをお開きください。6款2項林業費1目24節積立金、森林環境譲与税基金積立金2万2,000円でございます。こちらにつきましては、令和2年度から、国の森林環境譲与税の剰余金から令和2年度にて事業を行ったものを差し引きまして、基金へ積み立てを行っております。実績に基づき当初予算に計上しておりました積立金に2万2,000円の増額で計上をさせていただいてるものになっております。続きまして、7款商工費1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金でございます。1行目の信用保証料補給補助金368万円と2行目の小規模企業振興資金利子補給補助金194万円の減額補正は、借入れ実績に伴う減額補正でございます。実績といたしましては、令和2年12月末の借入れ実数が23件となっております。3行目地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金400万円の減額補正につきましては、町内小規模事業者が新たな商品の開発によりまして雇用を伴う事業をした場合の補助金になりましたが、今年度申請がございませんでしたので減額の補正をお願いするものでございます。

以上で18節負担金、補助及び交付金が962万円の減額補正でございます。次に2目観光費18節負担金、補助及び交付金、長与川まつり補助金400万円の減額補正でございます。コロナウイルス感染症拡大に伴いまして令和2年度の開催を中止したことに伴い、補助額を減額するものでございます。続きまして48、49ページをお開きください。11款災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費12節委託料、14節工事請負費、合計で1億2,485万7,000円の減額補正でございます。令和2年7月の梅雨前線に伴う豪雨災害につきまして補正第4号にて予算を計上しておりましたが、国庫補助対象事業分の実績に伴いまして減額をお願いするものでございます。申請件数が農地3件、農業用施設1件となっております。第4表地方債補正、下から2行目農林水産業施設災害復旧事業費1,400万円の限度額につきまして、激甚災害に指定されたことに伴いまして町負担の減となります。借り入れを行わなかったことにより、限度額をゼロとさせていただいております。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、土木管理課。

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

それでは議案第16号長与町一般会計補正予算（第9号）の土木管理課所管分につきまして御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の上から6行目、8款土木費2項道路橋りょう費の安全で快適な地域社会の創造事業から、下から2行目の5項都市計画費の公園施設長寿命化事業まで、及び8ページの上から2行目6項住宅費の町営住宅復旧事業費、4行目の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業、一番下の公園災害復旧事業が土木管理課所管分となります。国の令和2年度の補正予算が2月に可決したことに伴いまして、2年度事業に追加された繰り越し分は、7ページの上から6行目の安全で快適な地域社会の創造事業4,200万円は長与中央線の舗装補修を予定しております。7行目の道路橋長寿命化による安全性の確保事業4,020万円。こちらは三彩橋及び4橋分の詳細設計を予定しております。下から2行目の5項都市計画費、公園施設長寿命化事業3,700万円のうち2,700万円につきましては、尻無川公園、吉無田公園、ニュータウン中央公園、3公園の遊具の更新を考えております。続きまして、7月の豪雨災害や9月の災害により発注した災害復旧事業で、地元との調整に時間を要したものや、足場などの申請により時間を要し工期が不足したものが7ページの下から3行目の3項河川費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業4,600万円。こちらは皆前地区の法面分となっております。8ページの上から2行目の6項住宅費、町営住宅復旧事業2,380万円、こちらは岡岬町営住宅の瓦の補修となっております。同じく4行目の河川災害復旧事業400万円、こちらは大堂川及びオーコ川の災害復旧事業分となっております。5行目の公園災害復旧事業350万円、こち

らは丘の上公園分の災害復旧事業となっております。そのほか、7ページの下から4行目、通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保事業5,000万円。こちらは定林橋側道橋分になります。繰り越しの理由といたしましては、県道側の交通規制がかからない工法の選定や、仮設工での河川の断面を阻害しないような工法の選定に不測の日数を要したことになります。下から2行目の公園施設長寿命化事業3,700万円のうち1,000万円、こちらは公園の遊具更新分となっております。繰り越しの理由といたしましては、補助の申請内容に変更が生じたことによるものですが、当初は中尾城公園のスパイラルスライダーの委託を考慮しておりましたが、9月に使用しないということになりましたので委託から工事に変更の申請を行っております。その関係上、最終的な補助の決定まで時間を要し、繰り越しとなっております。続きまして、10ページをお開きください。第4表地方債補正になります。1行目の道路橋りょう事業は、限度額を3,660万円増額し1億3,320万円になります。こちらは国の補正予算に伴う増額分となります。2行目のがけ崩れ対策事業費は、限度額を80万円減額し940万円になります。こちらは令和2年度の起債対象額を確定させたことに伴う減額になります。一番下の行の公共土木施設災害復旧事業費は、限度額を900万円減額し460万円になります。こちらは公園災害の事業費確定に伴う減額になります。次ページをお開きください。1行目の公園施設長寿命化事業は、限度額を1,200万円新たに追加しております。こちらは国の補正予算に伴い、新たに起債の限度額を追加するものになります。

続きまして、長与町一般会計補正予算に関する説明書の歳入の10、11ページをお開きください。上段にあります13款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は214万円の増額計上でございます。これは昨年9月に発生した台風9号の影響により、吉無田郷にある丘の上公園の防球フェンスの一部が損壊した災害に関連した分となります。12月に災害認定を受けたことに伴いまして、事業費の3分の2相当分を国の負担金として計上しております。続きまして、下から2段目にあります13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金4,035万円、2節都市計画費補助金1,569万9,000円のうち1,200万円が土木管理課所管分です。こちらは国の補正予算に伴い、それぞれ増額計上しております。1節道路橋りょう費補助金の内訳は、安全で快適な地域社会の創造補助金2,000万円は、長与中央線の舗装補修工事として国庫補助率の50%を計上しております。道路橋長寿命化による安全性の確保補助金2,035万円は、三彩橋の橋梁補修工事のほか4橋の補修設計として国庫補助率55%を計上しております。2節都市計画費補助金のうち公園施設長寿命化対策支援事業費補助金1,200万円は、公園施設長寿命化対策工事として国庫補助率の50%を計上しております。続きまして、3節住宅費補助金は63万7,000円の減額です。内訳は、住宅・建築物アスベスト改修事業補助金が25万円の減額、住宅・建築物耐震改修事業補助金が34万2,000円の減額、子育て応援住宅支援事業補助金が4万5,000円の減額、いずれも申請

の実績に伴うものとなっております。次ページをお開きください。下から3段目の14款県支出金2項県補助金6目土木費県補助金1節住宅費補助金は31万円の減額です。内訳は、長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金が1万円の減額、長崎県子育て応援住宅支援事業補助金が30万円の減額でございます。こちら申請の実績に伴うものでございます。同じく2節河川費補助金は37万5,000円の増額計上でございます。長崎県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金は、災害認定された事業費の増額に伴いまして変更するものでございます。50万円の75%となっております。次ページをお開きください。上から6段目の3項委託金6目土木費委託金1節土木費委託金は1万1,000円、2節港湾費委託金は49万5,000円の増額計上でございます。これは県からの権限移譲交付金の額の確定によるものでございます。次ページをお開きください。一番下の段の19款諸収入5項雑入1目雑入のうち、下から4行目の町営住宅災害見舞金240万円が土木管理課所管分です。これは昨年9月に発生した台風10号の影響により岡岬町営住宅A棟の飾り瓦の一部が損傷したことに伴い、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構へ住宅災害見舞金の申請をいたしておりましたが、令和3年2月8日に見舞金の額が確定しましたので計上しております。次ページをお開きください。20款1項2目土木債1節都市計画事業債のうち、一番下の公園施設長寿命化事業充当起債1,200万円。2節道路橋りょう事業債、道路維持補修事業充当起債として2,000万円、橋梁維持補修事業充当起債として1,660万円の増額計上です。1節、2節とも国の補正予算に伴い事業を追加したことにより計上しております。同じく4節のがけ崩れ対策事業債は80万円の減額でございます。これは令和2年度の起債対象額を確定させたことに伴い減額するものでございます。6目災害復旧費2節公共土木施設災害復旧事業債は丘の上公園の災害の査定額に伴い900万円減額するものでございます。

続きまして歳出になります。38、39ページをお開きください。8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費12節委託料は800万円の減額でございます。これは定林橋側道橋の整備工事の工事監督補助業務を予定しておりましたが、詳細設計を進める中で、仮設工の変更をすることなどにより、工事監督補助業務が不要となったため、全て減額するものでございます。同じく14節工事請負費は4,200万円の増額計上でございます。これは国の補正予算に伴い追加するもので、長与中央線の舗装補修工事分でございます。4目橋りょう維持費12節委託料は1,320万円の増額、14節工事請負費は2,500万円の増額計上でございます。こちら国の補正予算に伴い追加するもので、4橋の補修設計及び三彩橋の補修工事分でございます。次ページをお開きください。3項河川費2目がけ崩れ対策費14節工事請負費は50万円の増額計上です。災害の認定事業費の変更に伴い、変更するものでございます。4項港湾費1目港湾整備費18節負担金、補助及び交付金は、予定しておりました県工事がなかったことに伴い、135万円を全て減額するものでございます。5項都市計画費5目公園緑地管理費1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員の任用がなかったことから全て減額するも

のでございます。10節需用費は、花のまちづくり推進事業の実績に伴いまして30万円減額するものでございます。14節工事請負費は国の補正予算に伴い追加するもので、2,700万円を増額計上するものでございます。公園遊具長寿命化対策工事に伴い3公園の遊具の更新を予定しております。次ページをお開きください。6項住宅費1目公営住宅管理費12節委託料は65万2,000円の減額でございます。これは東高田町営住宅長寿命化工事実施設計業務の委託実績に伴い減額するものでございます。2目安全・安心住まいづくり支援事業費12節委託料は4万1,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金は122万円の減額、3目建築費18節負担金、補助及び交付金は90万円の減額でございます。それぞれ申請の実績によるものでございます。50、51ページをお開きください。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費2目都市計画施設災害復旧費14節工事請負費が650万円の減額でございます。これは丘の上公園の災害査定に伴いまして減額するものでございます。

以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして都市計画課。

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは、議案第16号令和2年度一般会計補正予算（第9号）の都市計画課所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正でございます。4款3項下水道費といたしまして、長与町下水道施設事業費負担金340万円、8款5項都市計画費といたしまして、下段の長与町土地区画整理事業特別会計繰出金5億5,990万3,000円、8ページ上段の西高田線街路事業6,661万8,000円の計3件の事業を計上させていただいております。各事業の主な繰り越しの内容でございます。下水道施設事業費負担金につきましては、高田南土地区画整理事業の施工地区内におきまして、長崎市が施工した污水管布設工事に対する負担金を支払うものでございますが、国の3次補正に伴う社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、令和3年度に予定をしておりました国庫補助事業の一部を前倒しで実施する分につきまして、町の負担金につきまして翌年度に繰り越すものでございます。次に、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金につきましては、高田南土地区画整理事業に係る事業費のうち一般会計が繰出金として負担する部分でございます。今回の繰り越しにつきましては一括施工の実施工程上におきまして、一部を令和2年度予算より令和3年度へ繰り越す分と、国の3次補正の交付に伴いまして事業費の増額となりました分につきまして、合わせて次年度へ繰り越すものでございます。西高田線街路事業につきましては、同じく国の補正予算の交付に伴います増額補正分でございます。事業区間のうち現在施工を進めております高田踏切付近の事業費となっております、主な内容といたしましては工事請負費となって

おります。10ページをお開き願います。第4表地方債補正でございます。3段目の街路事業、4段目の土地区画整理事業が都市計画課所管分でございます。街路事業につきましては、都市計画道路西高田線の事業費へ充当する地方債でございます。年度当初における国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の減額と、今回の国の補正予算の内示に伴う増額を行うものです。減額増額合わせましたところで増額となっております。補正後の額を9,660万円とするものでございます。土地区画整理事業につきましては、高田南土地区画整理事業への事業費へ充当する地方債でございます。国の補正予算の内示に伴います起債借入額の増額を行いますことと併せまして、一般単独事業債の減額を行います。補正後の額を6億500万円とするものでございます。

それでは歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。初めに歳入から説明いたします。10、11ページをお開き願います。13款2項4目2節都市計画費補助金のうち、説明欄の上段にあります活力創出基盤整備総合交付金369万9,000円の増額でございます。これは歳出の40、41ページの8款5項4目街路事業費といたしまして、都市計画道路西高田線の事業費に充当する国庫補助金でございます。年度当初における国庫補助金の内示減と、国の補正予算の内示に伴う増額を行うものでございます。減額増額合わせましたところで増額となるものでございます。続きまして16、17ページをお開き願います。ページ上段の17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金は1,000円の減額でございます。これは従来、高田南の保留地処分金につきまして特別会計から一般会計へ繰り入れておりましたが、今回、特別会計を財源として取り扱うこととしたため減額するものでございます。続きまして18、19ページをお開き願います。20款1項2目1節都市計画事業債のうち、説明欄にございます土地区画整理事業充当起債と街路事業充当起債が都市計画課所管分でございます。まず説明欄の上段、土地区画整理事業充当起債7,250万円の減額につきましては、歳出の40、41ページ8款5項2目土地区画整理費といたしまして、高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債でございます。予算書の第4表地方債補正でも御説明申し上げましたが、国の補正予算の内示に伴う起債借入額の減額でございます。また説明欄の中段、街路事業充当起債660万円の増額につきましては、歳出の40、41ページ8款5項4目街路事業費といたしまして、都市計画道路西高田線の事業費に充当する地方債でございます。こちらも予算書の第4表地方債補正でも御説明申し上げましたが、年度当初における国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の減額と、国の補正予算の内示に伴う増額を行うもので、減額増額合わせたところで増額となるものでございます。以上が都市計画課所管分の歳入予算でございます。

続きまして歳出でございます。34、35ページをお開き願います。ページ中段の4款3項1目18節負担金、補助及び交付金1,254万8,000円の増額につきましては、長与町内における長崎市の下水道処理区域で、長崎市が施工した污水管布設工事に対する負担金を支払うものでございます。今回の施工箇所でございますが、高田南土地

区画整理事業の施工区域内のうち、浦上水源地付近の宅地造成を行った箇所と一括施工で現在整備中の高田越中央線の路線内の一部でございます。続きまして、40、41ページをお開き願います。8款5項2目27節繰出金1億8,211万7,000円の減額でございますが、これは高田南土地区画整理事業の事業費のうち、一般会計の負担分である土地区画整理事業特別会計繰出金につきまして、国の補正予算の内示による増額や事業の執行見込み額に応じた予算額の調整を行うものでございます。続きましてその下段、8款5項4目街路事業費の8節、12節、14節、16節、21節でございますが、これは都市計画道路西高田線に係る事業費でございます。まず8節旅費の50万円の減額は街路事業関係協議、用地交渉の回数減に伴う減額でございます。こちら当初予定しておりました県外在住の土地関係者との交渉につきまして、県内在住の関係者と交渉を行うことができ、所期の目的を達成できたことによる減額でございます。次に12節委託料426万2,000円の減額は、年度当初における国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。次に14節工事請負費3,466万9,000円の増額は、年度当初における国庫補助金の内示減及び国の補正予算による増額でございます。次に16節公有財産購入費1,078万円の減額、及び21節補償、補填及び賠償金1,222万9,000円の減額は、年度当初における国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

以上で都市計画課分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まず産業振興課からの質疑を始めたいと思います。予算書それと説明書、少し項目が多いようですが、歳入歳出全てで質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳入の13ページ、最後のところの農林水産施設災害復旧費補助金。農地災害復旧費補助金で9,266万円減額になってると。岡郷の大迫でしたかね。そこの工事を、これは県がされたんですよね、直接ね。本来は町がすべきだったんでしょうけども、こういう場合は代執行でされたわけですかね、県が。本来、町がすべきものを県が代執行されたということで、この減額になったということですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

大迫地区の治山事業の減額分に関しましては、治山事業自体が元々県営事業で実施するものでございます。当初、大迫地区が山崩れと、農道の被害、あと畑の被害があったものですから、当初9月の補正時点ではまだどっちに転ぶか分からないような状況でしたので、農地災害の方で計上させていただいておりました。しかしながら、治山事業の方でも話を進めていた結果、令和2年11月に治山事業として国の災害関連緊急治山事

業として採択を受けましたので、今回減額の補正をさせていただいたものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

じゃあ土木管理課についても質疑を始めたいと思います。予算書、第2表、第4表、及び説明書歳入歳出全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

繰越明許費補正の中で、結構数がたくさんあったんですけども、土木管理課所管の中で、当初予算を組んでいて、説明の中で途中で国の補正がついたとか、そういったものは繰り越しは仕方がないのかなという思いもあるんですが、当初予算を組んでいて、そのものの一部を繰り越すとか、そういったものはあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

7ページの下から4行目、通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保事業、これが定林橋分になります。そして下から2行目の公園施設長寿命化事業3,700万円のうちの1,000万円が当初予定していた分からの繰り越しとなっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この定林橋の件は令和元年度の補正から始まって、一切発注することもなく繰り越しが未契約でされて、そして2年度に繰り越しをされて、今度また2年度から3年度に繰り越し。恐らく、その元年度の事業というのは今年度で執行されてしまうんだと思うんですが、この5,000万円ですけども、元々の当初予算の額が幾らで、今回5,000万円繰り越しようにされたのか、分かりますかね。

○委員長（河野龍二委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

定林橋につきましては当初は5,000万円計上しておりました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

5,000万円予算を計上して5,000万円繰り越し、全然何も出来てなかったということですかね、1年間で。そういう理解でよろしいんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

5,000万円のうち、今、長与中央線町道側の下部工の工事につきましては発注を既にかけております。ただ、工事については今まだ基礎となる交換部位が2か月ほどかかるということですので、どうしても、まだ工事に着手ができてはないんですが、工事としては発注をしているような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

契約して繰り越しをしとるということですね。完成はしてないけども、契約して、繰り越しをしとるということによろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

すみません、訂正します。5,000万円のうち1,800万円ほどは町道側の基礎工、残りの3,000万円につきましては県道側の下部工を予定しておりまして、今、詳細設計がほぼでき上がりますので、それに伴いまして翌年度に発注をかける予定で、今、準備を進めているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから、5,000万円の内訳を今お尋ねしてる。その下部工の詳細設計っていうのは元年度の予算分でしょ。元年度を2年度に繰り越した予算でそれをされてるんじゃないですか。だから5,000万円の当初予算の状況をちょっとお聞きをしているんですよ。だから2年度に仕事をやった分は、元年度からの繰り越し分を使ってやった分もあるかもしれませんが、それじゃなくて2年度に新たに5,000万円あるということでしたので、5,000万円ある分のうちでまた今度5,000万円繰り越されてるんですね。その契約をされて繰り越されて、先程のお話では契約をして繰り越してるんだという説明もありましたし、だから未契約で繰り越した額というのものもあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

当初は、町道側の下部工の工事をする予定で進んでいたんですが、設計を組んだ中で約2,000万円程度で工事が済むということで、残り3,000万円を不用額として落とすか、来年度、県道側も出来るという判断を今回しましたので、未契約になってはいるんですけども、工事を進めたいという思いから、そのまま繰り越しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

状況は大体分かりました。それと、あともう1個の分の公園の長寿命化で3公園分の遊具って言われましたかね、遊具の設置工事だということ。ここの繰り越さなければならなかった理由というのは何なんですかね。天気も良いし、工事の妨げになるような災害とかも起こってないし、ちょっと私は理解ができません。お聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こちらの分につきましては、3,700万円のうちの1,000万円なんですけれども、当初は、中尾城公園のスパイラルスライダーの設計委託を予定しておったわけですが、9月議会においてスパイラルスライダーは使用しないということが決まりましたので、当初の申請から、内容が委託から工事变为ることで申請のやり直しをその後やっております。で、採択されたのが12月、通知が来たのが1月になっております。そこから工事の発注をしているところなんです、遊具等がその後の発注になりますので、まだ整備が整ってない状況になってます。1,000万円の分は発注を全て終わってます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体事情は分かったんですが、1,000万円というのは何ですか、これ3,700万円て書いてありますよね。1,000万円は何ですかね。繰越額が1,000万円じゃないんでしょう。3,700万円でしょ。確認です。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

3,700万円のうち、国の補正予算で追加としてされる事業が2,700万円。1,000万円が当初からあった事業となります。2,700万円が3公園分になります。1,000万円は二丁間公園と氷取東公園の2公園分の工事となっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

11ページの13款2項国庫補助金4目3節住宅費補助金で、住宅・建築物アスベスト改修事業補助金と住宅・建築物耐震改修事業補助金、これ説明が確か申請の実績によるということで、この事業補助金は事業者を支払う補助金か、それとも個人の申請が出て出すものかっていうのをちょっとお伺いしたいんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

個人から申請があった分につきまして、個人に払うような格好になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

こういう補助金があるというのは、ホームページなり何なりで周知されてるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

ホームページ等で周知はしております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

あと別件ですけれども17ページの19款、雑入の下から4番目、町営住宅災害見舞金、これは台風10号で車か何かに、あの見舞金のことですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

車ではございません。町営住宅の瓦が飛んでおりますので住宅分、町営住宅の保険が入ったような格好と考えるともらっていいかと思えます。建物に係る保険ですね。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

それは、個人の住まれた方が貰われるということなんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こちらにつきましては、町営住宅の改修工事が2,100万円ほど掛かっておるんですけども、瓦の被害というのは、その中の4分の1程度が被害があつてるといふ格好になっております。その4分の1の分に対して見舞金が出るものが240万円となっております。町の方にお金が入ってくるような格好ですね。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ページで言うと38、39の8款2項2目、先程からも出た4,200万円の町道維持補修工事が中央線の補修ということだったと思うんですが、全体じゃなくて一部に

なるかと思うんですけども、中央線も、例えばくぼんでいて水が溜まりやすい所とかもあったりすると思うんですが、具体的にどの辺りとかってというのはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

事業の内容としましては中央線全てになってくるんですが、今現在どこが悪いのか、再度路面性状調査というのを行っております。それによって、どこの部分をするかっていうのを確定させる作業を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは都市計画課についても質疑を進めたいと思います。ここも予算書の第2表、第4表、歳入歳出、質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑ありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

本会議でも都市計画特別会計の方でちょっとお聞きしたんですけども、ページ数でいくと16、17の一般会計の繰入金ですね、本会議でも財政課の方からも答弁いただいたんですけど、少し分かりづらかったんで、再度ここで伺いたいと思うんですが、本会議でも言わせていただいたように、以前は保留地処分金の処分した金額というのがそのまま特別会計に残ってて、いつの頃からか、この処分金は一般会計に繰り入れますというふうに変わって、その理由が一般会計からお金を繰り出してるとっていう話だったんですよ。今回、また特別会計に残して事業費に充てるということで、変わった経緯をもう少し分かりやすく教えていただければと思うんですけども、お願いします。

○委員（金子恵委員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程委員がおっしゃったとおり、以前は特会の中で、事業を進める中で出来上がった保留地につきまして、購入いただいた方から頂いた金額につきまして保留地処分金ということで受け入れた部分につきまして、公債費とか、そういったところに充てていった経緯はあるかと思えます。ただ、ある時期から一般会計に戻してというふうな形に持っていった部分はあるんですが、毎年保留地が売れるものではないので、どうしても一般会計の補助というか、一般会計より繰り出していただかないことには特会としては維持できてない部分もあったかと思えます。そういった形で、保留地処分金が見えたところで一般会計に戻して、一般会計からまた繰出金という形で特別会計の方に頂くというふうな流れに変わったところが、議員が先程おっしゃられたところかなと思えます。今回

一括施工がございますので、その期間中につきましては最終的に保留地処分金の後金、106街区の分につきましても事業費に充てるようなイメージで考えておりますので、そこまではこの形でやらせていただいて、のちのち建設費用とか、その辺はもう無くなってくる話になってくるので、一般会計にお返しして、また公債費の返済というような形で、そういうふうな思いで今回こういう形でさせていただくということでございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

来年度の当初予算のところでもいいんですけど、今、もう話が出てきてるので、西高田線の進捗というか、状況を簡単にでもいいので御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

西高田線の現在の進捗状況についてお話ししたいと思います。今年度は、まず高田踏切付近から和楽団地入口付近を中心に用地の取得、また和楽団地入口付近の拡幅工事等々行ってきております。今年度の予算の執行につきましては、当初予算分につきましては全て消化しております、今年度2月につきました国の補正予算が、2月につきましたもので、こちらについては繰り越しさせていただいてるんですが、当初の分につきましては契約済みでございます。そういった中で、事業開始から今年度までの事業進捗につきましては、事業費ベースでいくと74%、事業延長ベースがどうしてもまだ整備が、役場からまるみつの前、新設道路区間の分しか完全に整備が終わってませんもので、こちらが48%と約半分になっておるんですけども、来年度からまた高田踏切付近の方から役場付近に向けての工事を進めてまいりますので、道路延長ベースの進捗は進んでいくものと思われまして。あと今年度の用地につきましても計画どおりに取得ができておまして、用地取得率は今のところ65%。取得件数分の割合が65%、建物移転、補償につきましては82%の進捗になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

41ページで街路事業費なんですが、先程の説明の中で委託料とか、公有財産購入費とか、あと補償ですね、こちら辺は内示減によるものだという説明をされたと思うんですが、先程の説明では一定、予定どおり全部できたんだというような中で内示減という

ことは、もう町が事業をやって、その事業費が余ったということで理解してよろしいんですかね。それに伴って国費の内示が下がったということでよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

今年度の西高田線の執行につきましては、内示減に伴って、その分に見合った事業量に応じて整備を行ったという形になります。今年度当初の分につきましては、用地補償と併せてJRの高田踏切付近の工事を進めてまいる予定でしたが、内示減に伴って工事の部分につきましては着手ができないっていうところになりましたので、こちらについてまた2月の補正予算、こちらの分が充当でつきましたので、こちらを高田踏切付近の工事の方に充当して、工事を進めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

もう聞き出したもんで。踏切付近の工事、内示は当初ついたものを、こちらで仕事がちょっとできないということで減らされたということですかね、今の説明では。

○委員長（河野龍二委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

40、41ページをお開きください。今、委員御指摘の8款5項4目公有財産購入費16節、それと21節補償、補填及び賠償金につきましては、当初の内示で落ちた分でございます。国費はちゃんと請求しとったんですが、国からは内示が来たけど減額だったんでその分を落としますということでの補正予算でございます。しかしながら、その上の工事請負費14節3,466万9,000円、これは第3次補正で増額ということになりましたので、この分については補正で増額をさせていただいたということです。ですから委員御指摘の、うちがもうしませんよということではございません。内示が来なかったのでできなかったということでございます。しかし、できなかったけれども、これにつきましては次年度からの補償、交渉がありますので、交渉等はやっております。契約だけしてないというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

内示減の意味は大体理解ができました。できれば3月じゃなくて、もっと早い時期に落とすとってもらえば分かりやすかったと思いますので、ありがとうございました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。建設産業部全般で質疑はありませんか。

なければ建設産業部所管の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

場内の時計で、14時45分まで休憩いたします。

(休憩 14時28分～14時42分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。引き続き議案第16号の件を議題といたします。

ただいまより教育委員会所管についての質疑を行います。提案理由の説明を求めます。宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書の10、11ページをお開きください。歳入でございます。13款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金でございます。長与北小学校外壁改修工事として、学校施設環境改善交付金の事業費と事務費分の申請をしておりましたが、決算見込み額に合わせまして減額をしております。公立学校情報機器整備費補助金ですが、小中学校8校分のGIGAスクールサポーターによる端末の設定台数で按分をしまして、今回調整をしております。2節中学校費補助金でございますが、こちらも小中学校8校分のGIGAスクールサポーターの端末の設定台数で按分をして調整をしております。3節保健体育費補助金、学校臨時休業対策費補助金につきましては、学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた衛生管理の徹底、改善を図るための設備等の購入を行うためのものがございます。事業費の3分の2につきまして計上するものです。14、15ページをお開きください。15款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の教育振興基金運用収入でございます。教育振興基金の預金利息を増額しております。16、17ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入、学校給食廃食用油売払収入ですが、1缶当たり80円で学期ごとの売り上げ分を計上しております。18、19ページをお開きください。20款1項3目教育債1節小学校施設整備事業債は、長与北小学校校舎外壁改修工事の工事費が確定したことに伴い起債の額を減額しております。長与町一般会計補正予算（第9号）の10ページに地方債補正の限度額の変更を載せておりますので、御参照ください。

歳出でございます。42、43ページをお開きください。10款1項2目事務局費、普通旅費でございます。今年度はコロナ感染拡大防止対策のためWeb会議などの開催や開催自体が中止となっておりますので減額をしております。18節負担金、補助及び交付金のうち、各種大会参加補助金は中総体の県大会以上の大会に出場するときの補助金でございますが、今年度、大会が中止になっておりますので全額減額をしております。教育研究会補助金につきましても、今年度研究発表を行う予定であった学校が来年度に延期をしたため減額をしております。また、体験交流学習補助金につきましては、ふれあいペーロン大会を中止しておりますので減額をしております。10款1項3目教育振

興基金 2 4 節積立金の教育振興基金積立金でございます。新図書館建設の目的のため 6,000 万円と預金利子分を積み立てております。4 4、4 5 ページをお開きください。1 0 款 2 項 1 目小学校管理費 1 3 節使用料及び賃借料の電算機器借上料でございます。小学校 5 校のパソコン教室用パソコンの再リース料は、一部買い取りやタブレット 7 0 台の保守契約を更新しなかったため、リース料が減額をしております。1 0 款 3 項 1 目中学校管理費 1 8 節負担金、補助及び交付金でございます。中学校の課外クラブの充実振興を図る目的と指導者助成のための補助金でございますが、額の確定に伴う減額でございます。1 0 款 3 項 2 目中学校教育振興費 1 9 節扶助費の要保護、準要保護生徒就学援助費でございます。修学旅行を翌年度に延期したことに伴い減額するものでございます。1 0 款 7 項 3 目学校給食費 1 2 節委託料の給食調理委託料でございますが、契約額が変更になったことに伴う減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして生涯学習課、北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

よろしく申し上げます。生涯学習課所管分の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。説明書の 8、9 ページをお願いします。歳入でございます。1 2 款 1 項 3 目労働使用料から 6 目教育使用料までは、全て生涯学習課所管分です。今年度の使用料歳入の実績見込み額をベースに減額をさせていただいておりますが、全て新型コロナウイルスの影響による施設利用のキャンセルによるものでございます。1 2、1 3 ページをお願いします。1 4 款 2 項 8 目 1 節社会教育費補助金、マイナス 2 万 3,000 円は生涯学習課所管です。地域子ども教室事業補助金の内示額に合わせて減額しております。1 4、1 5 ページをお願いします。1 5 款 1 項 2 目 1 節利子及び配当金のうち下から 4 行目、2 1 世紀ふれあい基金運用収入 7,000 円が生涯学習課所管です。預金利息確定額 8,032 円に対して、現予算 1,000 円から 7,000 円を増額するものでございます。次に一番下、1 6 款 1 項 6 目 3 節社会教育費寄附金 1 4 万円は生涯学習課所管です。今年度寄附金として 2 つの団体から寄付をいただいております。1 6、1 7 ページをお願いします。1 9 款 5 項 1 目 1 節雑入のうち 2 行目、自主事業チケット売払収入 マイナス 6 0 万円、そこから 4 行下、陶器制作料 マイナス 1 6 万 5,000 円、それと一番下、コミュニティセンター助成金 マイナス 3 0 万円が生涯学習課所管になります。コミュニティセンター助成金の減額は百合野第 2 公民館の大規模改修工事に伴う自治総合センターからの助成金で、工事内容の変更に伴う減額でございます。歳入は以上です。

続きまして歳出でございます。3 4、3 5 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目勤労青少年ホーム管理費と 2 目働く婦人の家管理費は全て生涯学習課所管です。各施設とも館長に再任用職員が配置されたことにより人件費の減額でございます。館長に再任用職員が配置された場合、その人件費は総務課の予算により支給されますので、記載しておりますとおり報酬、期末手当、社会保険料、通勤手当を減額させていただいております。

ます。次に36、37ページをお願いします。6款1項6目多目的研修集会施設管理費は全額生涯学習課所管です。先程と同様、施設長に再任用職員が配置されたことにより人件費の減額です。次に44、45ページをお願いします。10款6項1目社会教育総務費のうち、3節職員手当等を除いたものが生涯学習課所管です。まず1節社会教育推進指導員報酬につきましては、13人分の予算に対し実人数は9人でしたので4人分の28万円を減額しております。次に7節報償費の講師謝礼と謝礼につきましては、コロナウイルスによる講座の中止や講演会の中止、また通学合宿の中止などによる減額でございます。同じく8節旅費と12節の会場設営委託料、18節の各種講習会等負担金につきましては、全てコロナウイルスによる事業中止に伴う減額でございます。18節のコミュニティセンター助成事業補助金マイナス30万円につきましては、歳入で説明いたしましたとおり百合野第2公民館の大規模改修工事の工事内容の変更に伴う減額でございます。次に2目公民館費につきましては、施設長の再任用職員が配置されたことにより人件費の減額で、長与町公民館と上長与公民館の2館分になります。46、47ページをお願いします。3目図書館費17節備品購入費マイナス60万2,000円は、コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用した備品購入が確定、終了したことにより減額でございます。次に4目文化振興費につきましては、全てコロナウイルスにより事業を中止したことによる減額、もしくは執行残に伴う減額でございます。次に5目文化施設管理費でございますが、これも施設長に再任用職員が配置されたことにより人件費の減額と、22節文化ホール施設使用料還付金マイナス31万5,000円はコロナによるキャンセルの歳出還付金でございますが、施設の利用があり歳出還付の必要がないことが確定した分の減額でございます。次に10款7項1目保健体育総務費と次のページの2目体育施設管理費は全て生涯学習課所管分です。1目保健体育総務費につきましては、一部を除いてほとんどがコロナウイルスにより町民ソフトボール大会や町民体育祭、聖火リレーなどの事業が中止したことによる減額でございます。2目体育施設管理費につきましては、施設長に再任用職員が配置されたことにより人件費の減額でございます。以上が生涯学習課として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。まずは教育総務課について予算書、歳入歳出全てのページにわたって質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

11ページの下段の学校臨時休業対策費補助金というところで、これは記憶間違いだったらすみません。給食等に伴う業者へのキャンセル分の補助というんですかね、そういうものも含まれていたんじゃないかと思うんですが、どのくらいの影響があったのか、詳細をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

委員がおっしゃっている学校給食費返還等事業というものが違約金の部分になります。そちらにつきましては、長与町の場合154万9,597円の事業費が掛かりました。今回の分が衛生管理改善事業になりまして、こちらにつきましては設備をコロナのために自動水洗にするとか、給食を作る施設を改善するときに使う補助金になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

参考までに今回6,000万円積み立った教育振興基金は今現在幾らなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

教育振興基金の2年度当初の残高見込みが3億4,413万2,000円で、図書の購入予定が700万円となっております。で、今年度6,000万円基金に積み立てを行いますので、約3億9,713万3,000円になる予定でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは、生涯学習課についても質疑を行いたいと思います。これも歳入歳出全ページにおいて質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

事業がかなり削られて大変だったと思います。それとは関係ないんですけども、今回、報酬の部分の減額が、会計年度任用職員ではなくて再任用職員を充てるという。これを生涯学習課に聞くのか総務課に聞くのかちょっと分からないんですが、答えられなければ答えられないで。そこはどういう形で決まっているのか。予算の時点ではこう予算してきたけども、多分、当初に決まるわけですね。で、補正で上がってきてるのが今の段階というのも、本来ならもう4月に分かってるので、6月ぐらいで補正がかけられるんじゃないかと思うんですけど。そこのところちょっと説明いただけたらと思います。

○委員長（河野龍二委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

当初予算の編成時点ではおっしゃるとおり、どの施設の館長に再任用職員が配置されるか、また会計年度任用職員が配置されるか分かりませんので、当初予算を決めるときは全施設において、まずは館長分の人件費を計上するようというところで指示をいただ

いております。で、年度始めにももちろんそれが確定するんですけども、実際これの必要でなくなった人件費を落とすのは3月補正でお願いしますっていうことで指示を受けておりますので、毎年3月に人件費の減額をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会の質疑を終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第16号の件を議題としております。

ただいまより、健康保険部健康保険課の質疑を行いたいと思います。提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

皆様こんにちは。早速、健康保険課所管分につきまして長与町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明いたします。まず歳入でございますが、説明書の10、11ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額が確定いたしましたので172万6,000円を増額計上いたしております。同じく2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金は、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の額が確定いたしましたので38万3,000円を増額計上いたしております。12、13ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち健康保険課所管分は、国民健康保険基盤安定負担金276万6,000円、及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金84万2,000円でございます。いずれも額の確定による増額計上でございます。16、17ページをお開きください。19款諸収入4項受託事業収入1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した事業について351万円を減額計上いたしております。同じく5項1目1節雑入のうち、後期高齢者医療制度特別対策補助金186万2,000円を交付見込み額により増額計上しております。なお、他会計分58万9,000円の減額により当該補助金の補正額は127万3,000円の増額計上で表示しております。

次に歳出につきまして御説明いたします。30、31ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費5目国民健康保険費27節繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定、並びに事務費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の見込み額により149万円を減額計上いたして

おります。32、33ページをお開きください。同じく3項老人福祉費3目後期高齢者医療費1節報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した事業について351万円を減額計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金は後期高齢者医療療養給付費負担金の額の確定により461万7,000円の減額計上、27節繰出金は保険基盤安定繰入金の額の確定により112万3,000円を増額計上いたしております。

以上が健康保険課分の内容でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで健康保険部の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これから農業委員会の所管についての質疑を行います。提案理由の説明を求めます。福本事務局長。

○農業委員会事務局長（福本美也子君）

皆様こんにちは。それでは令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）につきまして、農業委員会の主な内容について説明を申し上げます。今回の農業委員会所管の補正予算は全て減額の補正となっております。執行額が確定したもの、及び新型コロナウイルス感染症により中止または縮小となりました会議や研修に係るものでございます。

それでは説明書に沿って説明を申し上げます。説明書の36、37ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1節報酬の農地利用状況調査員報酬は、調査が完了し執行額が確定したことによる不用額の減額でございます。3節職員手当等は職員の期末手当の減額を行っております。8節旅費の普通旅費と費用弁償、それから10節需用費の食糧費、それから13節使用料及び賃借料の自動車借上料は、新型コロナウイルス感染症により中止または縮小となりました会議や研修に係る減額でございます。この分の合計は96万円となっております。

以上が農業委員会の所管分でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会への質疑を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより議会事務局の質疑を行います。提案理由の説明を求めます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それではまず議事課所管分について御説明いたします。補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大により視察や研修を実施できなかったための減額補正になっております。説明書の16、17ページをお願いします。歳入になります。19款5項1目雑入の7行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金は、今年度は県町村議長会主催の研修が中止となったことにより全額減額しております。

説明書の22、23ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目議会費3節職員手当等の議員期末手当につきましては、支給割合が3.4月から3.35月に改正されたことによる不用額を減額しております。8節旅費の普通旅費、研修旅費、費用弁償と10節需用費の食料費につきましては、新型コロナウイルスの影響で視察研修等が中止になったことにより、その分の不用額を減額しております。会計年度任用職員通勤手当につきましては、通勤手当が発生しない地区から雇用しておりましたので不用額を減額しております。

続きまして、監査事務局所管分について御説明いたします。監査事務局の補正の主な要因も新型コロナウイルス感染拡大の影響による減額補正になります。歳入はございません。説明書の28、29ページをお願いします。2款6項1目監査委員費は、全国町村監査委員協議会研修会と郡協議会視察研修が中止になりましたので、8節旅費の普通旅費と費用弁償につきましてその分を減額しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査方よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、ただいまより質疑を行います。議会費、監査委員費併せて質疑を行いたいと思います。歳入歳出それぞれ構いません、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで議会事務局、監査事務局の審査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

場内の時計で15時40分まで休憩いたします。

（休憩 15時35分～15時36分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第16号の質疑が終了いたしました。これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の委員会を終了いたします。明日はまた9時半から委員会を再開いたします。本日はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

（閉会 15時37分）